（公社）鳥栖市シルバー人材センター　☎８４－３１４７

事務局だより　7月号

令和5年7月 発行
No.321

令和５年度 定時総会

令和5年度の定時総会が、6月16日（金）に鳥栖市民文化会館 小ホールで開催され、提案された議案すべてが可決承認されました。
（当日出席者100名、委任状121名）

◆報　告◆

１　令和4年度 収支補正予算について
２　令和5年度 事業計画について
３　令和5年度 収支予算について
４　インボイス制度について

◆議　案◆

１　令和4年度 事業報告について
２　令和4年度 決算及び監査報告について
３　役員の選任（案）について

◎総会終了後、お楽しみ抽選会を行いました。

❤お楽しみ抽選会 結果

１ 等 賞	扇風機	宮田　美佐子　さん
２ 等 賞	ビール	高田　吾一　さん
３ 等 賞	発泡酒	大隈　清弘　さん
当 日 賞	商品券	緒方　信仁　さん

※表彰者の方で、総会当日都合により欠席された方は、表彰状及び記念品を準備いたしておりますので、事務局へお立ち寄りください。

表彰者代表挨拶
新山　光雄 さん

宮田　美佐子 さん

高田　吾一 さん

大隈　清弘 さん

安全パトロール

安全・適正就業委員会によるパトロールを下記のとおり実施いたします。
・と　き　7月7日（金）9:00～雨天中止
・ところ　当日決定します。
〇昼からは、安全就業促進大会（佐賀市）

会員の動向　☆みんなで会員を増やそう☆

入会説明会（毎週 火曜日 13:30～）

令和５年６月末　現在
【男２０８人　女９９人　合計３０７人】

☆ ６月入会者（よろしくお願いします）
・青木　哲治（萱方町）

★ ６月退会者（お疲れ様でした）
・内田　道生（鎗田町）　・岩井　英夫（藤木町）
・楢原　シヅ子（今泉町）

長期就業者へのお知らせ

当シルバー人材センターでは、**「会員の適正就業期間に関する基準」（下記参照）**に基づき継続就業ができる期間を定めています。

長期就業対象となられる会員の方には、あらかじめ**「シルバー事業における長期就業者について」**により**就業期間満了期日**のお知らせを送付いたしますので、ご了承くださいますようお願いします。

〇公益社団法人鳥栖市シルバー人材センター
会員の適正就業期間に関する基準

（目的）
第１条　この基準は、公益社団法人鳥栖市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の会員の就業期間に関する基準を定め、就業機会の公平化を図ることを目的とする。

（就業期間）
第２条　センターは、発注者から継続的に受注している仕事については同一会員につき 1 週間に 20 時間以内の範囲で継続して就業させることができる。
２　前項の継続して就業できる期間は、1 年間を原則とする。

（就業時の年齢）
第３条　前条の会員は、満 75 歳以下の者を原則とする。

（就業期間の延長）
第４条　センターは、当該会員の就業実績が良好でセンター運営に協力的と認められるときは、就業期間を 1 年間延長することができる。
２　前項の就業期間の延長は、通算 5 年間を限度とする。ただし、公共団体からの委託業務は通算 3 年間を限度とする。

（除外）
第５条　センターは、他の会員に適任者がないときや、特殊事情で交替が困難な場合は、前条の規定にかかわらず、当該会員を継続して就業させることができる。

（その他）
第６条　この基準に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。